

大阪市告示第1215号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による確認を辞退したい旨、同法第58条の6の規定に基づき届出があったので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認を辞退する年月日
株式会社サンクス	サンクス 保育園	中央区東心斎 橋2-8-28	病児保育事業	令和6年3月 31日

（こども青少年局子育て支援部管理課）